

## 療養病床に入院したときの食事代・居住費（生活療養標準負担額）

療養病床に入院する65歳以上の人は食費及び居住費相当の一部として生活療養標準負担額を負担していただきます。残りは入院時生活療養費として国保が負担します。

所得区分	一食当たりの食事代	一日当たりの居住費
一般（下記以外の人）	510円（※3）	370円 （指定難病の人は0円）
・70歳未満住民税非課税世帯 ・低所得Ⅱ（※1）	240円（※4）	
低所得Ⅰ（※2）	140円（※5）	
境階層該当者（※6）	110円	0円

※1、2は、「高額療養費」表Ⅱ※5、6参照。

※3 保険医療機関の施設基準等により、470円の場合もあります。

※4 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者で過去1年間の入院が91日以上の場合は190円（別途、申請が必要）です。

※5 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者は110円です。

※6 境階層該当者とは、本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態になるもの。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰ・Ⅱの人は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の交付申請手続きは不要となりますので、ぜひご利用ください。

※過去1年間の入院が90日以上で食事代の減額を希望する場合は、申請が必要です。